

## 在外公館で旅券及び証明を申請する際の戸籍謄(抄)本の提出について

令和7(2025)年3月11日

- 1 令和7(2025)年3月24日(月)午前0時(予定、アルジェリア現地時間)から、外務省と法務省間で戸籍情報のシステム連携が開始されます。
- 2 これまでは、旅券の申請手続(例:旅券の新規申請)においては紙の戸籍謄本を、身分事項に関する証明の申請手続(例:婚姻証明)においては紙の戸籍謄(抄)本を、それぞれ提出していただくことが必要となっていました。しかし令和7(2025)年3月24日以降は、申請者から「戸籍電子証明書提供用識別符号」を当館領事窓口にご提示いただける場合は、当館で戸籍電子証明書(電子的に戸籍情報を証明したもの)を確認することができるようになるため、申請者から紙の戸籍謄(抄)本を提出していただく必要はなくなります。
- 3 「在留届オンライン(ORRネット)」から旅券及び証明のオンライン申請をする場合は、あらかじめ取得した戸籍電子証明書提供用識別符号を申請画面で入力することにより、戸籍電子証明書をオンラインで提出できます。
- 4 窓口での申請においても、戸籍電子証明書提供用識別符号を当館領事窓口で提示していただくことで、紙の戸籍謄(抄)本は提出不要となります。

### ※戸籍電子証明書提供用識別符号とは？

戸籍電子証明書提供用識別符号は、行政機関が戸籍電子証明書の内容を確認するためのパスワード(16桁の数字、有効期間3か月)です。

マイナンバーカードをお持ちの場合はマイナポータル上で取得することができます(無料)。マイナポータル上で戸籍電子証明書提供用識別符号を取得する方法は、3月24日からマイナポータル上で公開される予定です。

戸籍電子証明書提供用識別符号は、市区町村窓口で取得することも可能です(有料)。市区町村窓口での取得方法に関する詳細は、市区町村のHP等でご確認ください。

(参考)

●旅券のオンライン申請

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/page22\\_004039.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/page22_004039.html)

●証明のオンライン申請

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page23\\_004157.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page23_004157.html)

<お問い合わせ先>

在アルジェリア日本国大使館領事班

1, Chemin El Bakri, Ben Aknoun, 16028, Alger (B.P. 80 El Biar), Algérie

電話 : +213 (0)23 37 55 11

Fax : +213 (0)23 37 55 49

メール : eal-mm@al.mofa.go.jp